十一条まで、第十三条（第四項を除く。）、第十四条（第三号イ及びロ、第四号、第九号並びに第十号を除く。）、第十五条（第一項第一号、第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第二項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十条、第三十二条から第三十四条まで、第四十三条第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条（第一項の表（1）、第二項、第三項及び第四項第二号を除く。）、第五十三条及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、同省令の規定中「ガス工作物」とあるのは「電気工作物」と、「ガス事業者」とあるのは「電気工作物を設置する者」と読み替えるものとする。

２　バイオマス発電設備には、その規模に応じて適切な防消火設備を適切な箇所に設けなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域調整官） **第六十一条**　函館空港事務所及び宮崎空港事務所に、それぞれ地域調整官一人を置く。 ２　函館空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第六十九条第一項第十三号に掲げる事務のうち函館空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより函館空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 ３　宮崎空港事務所の地域調整官は、次に掲げる事務に関する地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 一　宮崎空港の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。 二　空港等の設置及び管理の監督に関する事務で宮崎空港を活用した地域の振興に関するものに関すること。 （航空管制運航情報官） **第六十二条**　（略） ２・３　（略） ４　新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）	（地域調整官） **第六十一条**　宮崎空港事務所に、地域調整官一人を置く。 （新設） ２　地域調整官は、次に掲げる事務に関する地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。 二　空港等の設置及び管理の監督に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関すること。 （航空管制運航情報官） **第六十二条**　（略） ２・３　（略） ４　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）